

## 滋賀県保育協議会主催事業における災害時の対応

滋賀県保育協議会が主催する研修や事業の開催について、台風や地震等の災害時には次のとおり対応します。

### 1. 実施の判断基準

#### (1) 特別警報、暴風警報、暴風雪警報が県内に発令された場合

(県内の一部の区域に発令された場合も含む。)

② 当日までの発令：気象情報や交通機関等の被害状況により判断する。

② 当日朝5時30分時点の発令・・・当日予定の事業を中止する。

③ 研修・事業時間中の発令・・・発令時点で研修・事業を打ち切る。

#### (2) 地震等で災害が発生した場合

交通機関その他の被害状況により判断する。

#### (3) 県内で感染症が流行している場合

滋賀県の対応に応じて判断する。

### 2. 緊急連絡の方法

#### (1) 開催日までに中止を決定した場合及び中止を決定した当日が平日の

場合は、滋賀県保育協議会事務局から参加者所属の園(所)及び市町に

FAX送信で連絡する。同時に、滋賀県保育協議会ホームページ及びツイ

ッター上に「開催中止」等の情報を掲載する。

(2) 中止を決定した当日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、滋賀県保育協議会ホームページ及びツイッター上に「開催中止」等の情報を掲載する。

(3) 地震またはその影響による被害や交通網の乱れなど予期せぬ緊急事態により事業を中止せざるを得ない場合かつ緊急に連絡が必要な場合は、滋賀県保育協議会ホームページ及びツイッター上に「開催中止」等の情報を掲載する。

※参加者所属の保育所（園）・認定こども園等及び市町には、県保協事務局から連絡等があった場合は、研修や事業に参加予定の職員への速やかな連絡にご配慮ください。